



(NEC グループ)
CSR 調達ガイドライン
<お取引先様向け>

日本電気株式会社

2017年12月28日 第5版

目 次

1. はじめに	3
2. CSR 調達ガイドラインの目的	4
3. NEC のサステナブル経営	4
(1) サステナブル経営の方針	4
(2) サステナブル経営体制	6
(3) NEC グループ企業行動憲章	7
(4) NEC グループ行動規範	8
4. お取引先への要望（1）	9
『具体的推進事項』の詳細説明	12
5. お取引先への要望（2）	27
6. むすび	30

1. はじめに

NECグループは、「Orchestrating a brighter world」というブランドステートメントを掲げ、グローバルな社会課題を解決し、世界中の人々が未来に向かって、より明るく豊かに生きていくことのできる社会の実現に取り組んでいます。また、法令遵守や企業倫理の徹底に代表されるコンプライアンス責任を全うするだけでなく、社会や環境にマイナスの影響を与える可能性のある企業活動のリスク軽減にも重点的に取り組んでいます

国際社会では、企業活動のグローバル化の進展、社会課題の多様化・拡大などを背景に、企業は社会の一員として人権や環境に十分配慮した事業運営に取り組むよう、ステークホルダーからより一層求められるようになっていきます。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年)、「パリ協定」(2015年)、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」(2015年)の採択はその証左であり、特に「SDGs」においては、人々や地球の繁栄に向けて、経済・社会・環境をめぐる広範な課題の解決に積極的に貢献するよう、企業に大きな期待が寄せられています。

NECは国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に署名して「人権・労働・環境・腐敗防止」についての普遍的原則を支持するとともに、NECグループとして取り組んでいる社会課題の解決に向けて、ステークホルダーとの共創(連携)を推進・強化しています。調達分野においては、『NECグループ資材調達基本方針』及び『CSR調達ガイドライン』を策定し、お取引先にご理解・ご協力をいただきながら、持続的で倫理的な活動を追求して参りました。

本ガイドラインは、事業活動が社会や環境に与える影響への配慮やリスク軽減に向けて、NECグループがお取引先と共に取り組むべきと考える事項を整理したものです。今般、上述の国際社会の動向も踏まえ、これらの改訂を行うことといたしました。

本ガイドラインへの取り組みを通じて、お取引先とNECグループの持続可能な成長を実現していきたいと考えておりますので、お取引先におかれましては、上記趣旨も含めてご賢察のうえ、本書をご活用いただけますようお願い申し上げます。

2. CSR 調達ガイドラインの目的

本ガイドラインは、社会価値創造に向かって NEC グループが取り組んでいる CSR 推進活動をお取引先にご理解いただくとともに、ビジネスにおけるリスク低減と機会創出の観点からお取引先にご協力いただきたい要望事項およびお取引先を通じてサプライチェーン上流に位置する企業に対して管理・監督・展開を行っていただきたい事項を明確にすることによって、お取引先とともにパートナ・エンゲージメントを通じて「Orchestrating a brighter world」（世界中の人々が未来に向かって、より明るく豊かに生きていくことのできる社会の実現）というビジョンを具体化していく共創活動の推進を目的としています。

3. NEC のサステナブル経営

本ガイドラインの内容は、以下の方針にもとづいて策定しています。お取引先におかれましてもこの方針をご理解いただき、その遂行に向けてご協力をお願い申し上げます。

（1）サステナブル経営の方針

NEC は、お客さまや社会に信頼される存在でありたいという思いで、コンプライアンスを徹底するだけでなく、持続可能な社会実現をめざし、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)という ESG の観点での取り組みを行っています。また、その成果と課題を積極的にステークホルダーのみなさまに開示し、みなさまとのコミュニケーションをとおして自らの企業活動の改善をはかっています。

加えて、そのコミュニケーションから、お客さまや社会の課題解決のためのヒントを得て、新規事業の立ち上げや既存事業の進化などのイノベーションの創造につながることもサステナブルな経営のあるべき姿と考え、以下の 3 つの基本方針を掲げています。

➤ リスク管理・コンプライアンスの徹底

NEC は、企業が社会に存在し、ステークホルダーの期待や要請に応えるために欠かせないものとして、グループ会社およびお取引先を含め、リスク管理とコンプライアンスを徹底します。そのために、人権侵害や環境破壊など、ステークホルダー、社会や環境に対する負の影響（リスク）の低減や回避をはかります。また、常に「コンプライアンスを最優先とする」意識を持ち、これを実践します。

➤ 事業活動を通じた社会的課題解決への貢献

NECは、「Orchestrating a brighter world」というブランドステートメントのもと、「7つの社会価値創造テーマ」を策定しています。これらのテーマに沿った「社会ソリューション事業」を推進することで、社会の本質的な課題を追求し、さまざまなステークホルダーと新たな価値を共創しながら、豊かで明るい社会と未来の実現に貢献します。また、地域社会のみなさまやNPO、NGOと連携した、社会貢献活動をとおした社会課題の解決にも取り組みます。

➤ ステークホルダー・コミュニケーションの推進

NECは、さまざまなステークホルダーとの対話・協働をとおして、お客さまや社会の本質的な課題やお客さまから求められている期待を知り、信頼関係を築いていきます。また、課題に対する取り組みの成果や新たな課題を、CSRレポートなどをとおして積極的に開示します。さらに、社会の声を起点として、取り組みを改善するPDCAサイクルを継続的に回すことにより、ステークホルダーのみなさまとの信頼関係を構築し、企業価値の向上に努めます。

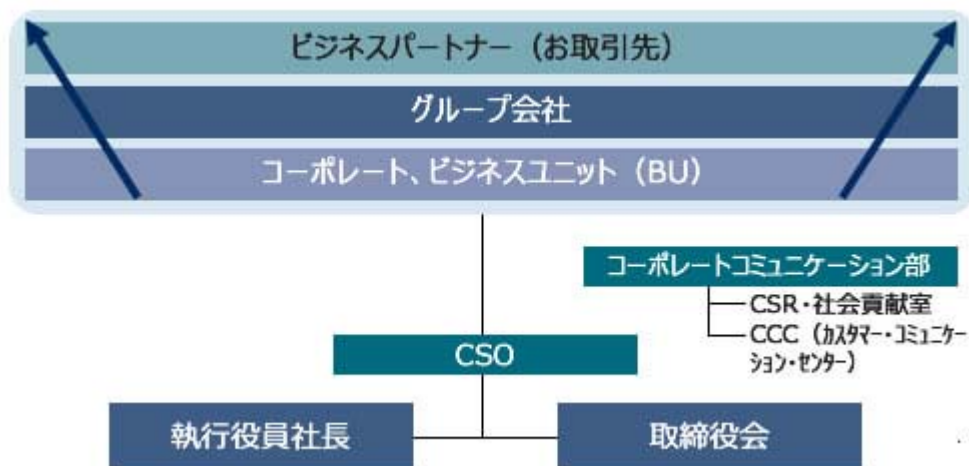
※NECのサステナブル経営の考え方につきましては、下記もご参照ください。

NEC CSR レポート <http://jpn.nec.com/csr/ja/management/management.html>

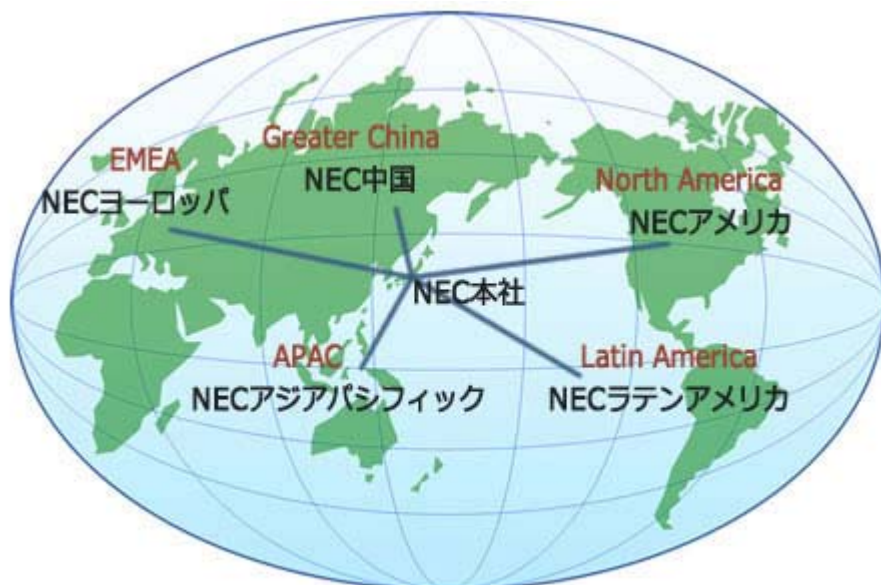
(2) サステナブル経営体制

NECのサステナブル経営は、コーポレートコミュニケーション部 CSR・社会貢献室が、経営企画、IR、人事、総務、法務、内部統制、経営システム、デザイン、環境、CS、品質、調達など関係各部門、研究所・事業部門およびグループ会社と密接に連携しながら推進しています。さらにお取引先のみならずとも連携しています。

サステナブル経営推進のための重要事項は、適宜役員間で議論され、経営企画を担当するCSO (チーフストラテジーオフィサー) により承認された事項を取締役会において報告しています。



NECでは、北米、中南米、EMEA (ヨーロッパ、中東およびアフリカ)、中国・東アジア、APAC(アジア太平洋地域)の、海外 5 極の地域統括会社に CSR プロモーターを設置しています。CSR・社会貢献室と各地域統括会社の CSR プロモーターが連携しながら、グローバルにサステナブル経営を推進しています。



(3) NECグループ企業行動憲章

NECグループ企業行動憲章は、10の原則から成り、CSRの観点からNECグループの一員としてあるべき企業行動を指針として示したものです。

NECグループ企業行動憲章

NECグループは、健全な事業活動をとおして収益性を高め、活力ある発展と社会への還元を図ります。

そのためには、関係法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、お客さま、株主・投資家の皆さま、取引先、地域社会、従業員をはじめとした関係者からの信頼を得て、企業価値を高めることが必要だと認識しています。

一、お客さまの満足

有用で信頼性の高い商品やサービスを、安全に十分配慮して開発、提供し、お客さまの満足と信頼を獲得します。

一、新しい技術への挑戦

創造的な技術開発に挑戦し、新事業領域の開拓を行い、豊かな未来に貢献します。

一、公正な企業活動

公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

一、情報発信

正確で十分な企業情報をわかりやすく適時かつ適正に発信し、企業活動の透明性を高めます。

一、地球環境保全への貢献

地球環境への負荷を低減し、持続可能な社会づくりに貢献します。

一、地域社会との調和

国や地域の文化・慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行います。

一、社会貢献活動

社会の一員であることを深く自覚し、良き企業市民として積極的に社会貢献活動を行います。

一、人権尊重

あらゆる企業活動の場面において人権を尊重し、差別的取扱い、児童労働、強制労働を認めません。

一、従業員の尊重

従業員一人ひとりの個性を尊重します。また、能力を十分に発揮でき、生き生きと働ける環境を実現します。

一、知的資産・個人情報の管理

知的資産や個人情報の価値を認識し、適正な管理を実行します。

(4) NECグループ行動規範

「NECグループ行動規範」は、主に遵法と企業倫理の観点から、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとするステークホルダーの信頼を得るため、NECグループ全ての役員と従業員の一人ひとりが日頃心がけていくべき事柄を規範として具体的に定めたものです。

NECグループ行動規範

I. 総則

1. この規範の趣旨および適用範囲
2. 基本姿勢
3. 規範遵守の責任
4. コンプライアンス・ホットライン
5. 制定および改訂

II. 社会との関係

1. 環境保全
2. 寄付行為
3. 政治資金
4. 反社会的行為への関与の禁止

III. お客様、取引先、競争会社等との関係

1. 製品・サービスの安全性
2. 自由な競争および公正な取引
3. 購入先・協力先との取引に関する方針
4. 販売パートナーとの取引に関する方針
5. 接待・贈答等に関する方針
6. 輸出入に関する方針
7. 宣伝・広告等に関する方針

IV. 株主・投資家の皆さまとの関係

1. 企業情報の発信
2. インサイダー取引の禁止

V. 会社財産・情報の管理

1. 会社財産の管理および適正使用
2. 秘密情報の取扱
3. 知的財産権の保護と活用

* NECグループ行動規範全文 <http://www.nec.co.jp/csr/ja/management/code.html>

* (Ⅲ-5) 接待や贈答に関する方針において、お取引先等との接待・贈答品の授受に関して健全な商慣習や社会的常識に沿った行動を取るよう定めています。NECグループでは接待受け・贈呈受けに関しても英国腐敗防止法に準拠した社内ルールを設けています。

4. お取引先への要望（1）

NEC のサステナブル経営を推進していくためには、サプライチェーンにおける CSR 推進が不可欠です。また、NEC グループが CSR 経営の礎とする ISO26000 および NEC グループ調達部門が礎とする ISO20400 においても、その中核主題のひとつである「公正な事業慣行」の項目である「影響力の範囲における社会的責任の推進」を進めるために、調達および購入を通じた CSR 推進の必要性が明記されています。お取引先にも NEC グループの取り組みを参考にして、CSR の組織活動への組み込みを推進するよう要望いたします。

加えて、リスクマネジメントの観点から、特に取り組んでいただきたい事項を以下に提示いたします。これらの事項については、お取引先の自社内のみならず、さらに上流のサプライヤをも包括した取り組みとしていただくことを要望いたします。

◆ コンプライアンス責任に対する理解と徹底の要望

企業は関係法令や企業倫理に則った事業活動を行わなければなりません。すなわち、事業活動の大前提として、コンプライアンス責任を果たすことは最低限の責務であるということを充分理解し、徹底をお願いいたします。

◆ 重点リスクのマネジメントの要望

NEC グループでは、優先的に取り組むべきサプライチェーンでの重点リスク項目を設定しています。

- ① 人権リスク
- ② 労働安全衛生リスク
- ③ 情報セキュリティリスク
- ④ 品質・安全性リスク
- ⑤ 環境・生物多様性リスク
- ⑥ 公正取引に関わるリスク

NEC グループでは、表 4-1 に示す『具体的推進事項』の各項目を、サプライ

チェーンを含めた取り組み事項としています。これらの具体的推進事項については、お取引先におかれましても優先的に取り組んでいただきたいと考えています。なお、お取引先の CSR への取り組みにおいて、具体的推進事項に対する著しい逸脱が認められた場合には取引の見直しも検討いたします。

また、お取引先の CSR 推進活動状況をアンケート等にてお知らせいただく場合や訪問調査をお願いする場合もございます。その際には、本ガイドラインの趣旨をご賢察いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

表 4-1 重点リスク項目と具体的推進事項

NECグループがお取引先に要望する『具体的推進事項』

取り組みを要望する重点項目	具体的推進事項	関連するISO26000中核主題
CSR全般	CSR活動の積極的な推進 内部通報制度の構築 社会・地域への貢献	6.2 6.3/6.6 6.8
人権リスク	強制的な労働の禁止 非人道的な扱いの禁止 児童労働の禁止 差別の禁止 適切な賃金 労働時間 従業員の団結権 少数者への配慮 外国人労働者への配慮	6.3 6.3 6.3 6.3 6.4 6.4 6.3 6.3 6.3
労働安全衛生リスク	機械装置の安全対策 職場の安全 職場の衛生 労働災害・労働疾病 緊急時の対応 身体的負荷のかかる作業への配慮 施設の安全衛生 従業員の健康管理	6.4 6.4 6.4 6.4 6.4 6.4 6.4 6.4
製品の品質・安全性リスク	製品安全性の確保 品質マネジメントシステム	6.7 6.7
情報セキュリティリスク	コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御 個人情報の漏洩防止 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	6.7 6.7 6.7
環境・生物多様性リスク	環境管理システムの構築 製造工程における環境影響物質の適正管理 製品環境アセスメントの実施 気候変動への対策 地球環境保全への取り組み グリーン調達の実施 環境情報開示 生物多様性保全への取り組み 製品に含有する環境影響物質の適正管理 省資源・省エネルギー設計 長期使用可能設計 再使用部品・再生素材の利用設計 リサイクル容易性設計 プラスチックの材料名表示	6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5
公正取引に関わるリスク	汚職・賄賂などの禁止 優越的地位の濫用の禁止 不適切な利益供与および受領の禁止 競争制限的行為の禁止 正確な製品・サービス情報の提供 知的財産の尊重 適切な輸出管理 情報公開 不正行為の予防・早期発見	6.6 6.6 6.6 6.6 6.7 6.6 6.6 6.2 6.6

*ISO26000/ISO20400における7つの中核主題

(6.2)組織統治、(6.3)人権、(6.4)労働慣行、(6.5)環境、(6.6)公正な事業慣行

(6.7)消費者課題、(6.8)コミュニティへの参画およびコミュニティの発展

『具体的推進事項』の詳細説明

表 4-1 記載の具体的推進事項について説明致します。なお、具体的推進事項は、一般社団法人電子情報技術産業協会が提唱する「サプライチェーン CSR ガイドブック」を参照し、当該ガイドブックと親和性のある構成としています。

1 CSR 全般

1.1 CSR 活動の積極的な推進

自社の社会的責任を認識し、積極的に CSR 活動を推進することを要望します。

1.2 内部通報制度の構築

自社のリスク萌芽を早期に発見し被害の拡大を未然防止するため、有効な内部通報制度を確立することを要望します。

1.3 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行うことを要望します。

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいう。

- ・ 本来の業務や技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・ 金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などの例を挙げることができる。各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組む。

2 人権リスク

2.1 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意志において雇用し、また強制的な労働を行なわないことを要望します。

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。

強制的（あるいは強制的な労働）とは、例えば、次のようなものを指す。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

英国現代奴隷法等における奴隷労働や人身取引等も含めて、行ってはならない。

2.2 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを行なわないことを要望します。

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）などを指す。

2.3 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせないことを要望します。

児童労働とは、一般論としてILO（国際労働機関）の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。

例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。

また、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。（最低就業年齢の原則は15歳：ILO条約第138号）

2.4 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めることを要望します。

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的指向(LGBTI)、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。

また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

2.5 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わないことを要望します。

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含む。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

2.6 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理することを要望します。

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間（緊急時、非常時を除く）が法定限度を超えないこと
- ・1週間に最低1日の休日を与えること
- ・法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること。

2.7 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重することを要望します。

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

2.8 少数者への配慮

少数者への差別禁止だけでなく、その権利の保全にむけた配慮を推進することを要望します。

少数者とは、多数を占める人々と異なったアイデンティティを持つゆえに弱い立場に立たされている人々を指し、これらの人々の権利を損ねることがないように配慮する。例えば、LGBTI や性的少数者、障がい者、外国人や異なる母語を持つ人々などがあげられる。また、職場においてはインターンや実習生も少数者である。

2.9 外国人従業員への配慮

特別な人事管理・就業管理を要する外国人従業員ならびに外国人実習生の人権を損ねることがないように配慮することを要望します。

外国人従業員は移住労働者とも呼ばれ、技能実習生や留学生のインターンも含まれる。外国人従業員は、心身の健康や身体の尊厳を脅かされやすい弱い立場にあり、表現・移動の自由などの人権を損ねやすい。

3 労働安全衛生リスク

3.1 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じることを要望します。

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をさし、例えば次のようなものをいう。

フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施

3.2 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保することを要望します。

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。

適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断（ロックアウト）、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置（タグアウト）、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。また、安全責任者による適切な監督とパトロールの実施も重要である。

3.3 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じることを要望します。

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。

適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。また、衛生責任者による適切な監督とパトロールの実施も重要である。

3.4 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じることを要望します。

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指す。(労災保険への加入なども含む)

また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれる。

3.5 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底することを要望します。

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指す。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育（避難訓練を含む）を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

3.6 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理することを要望します。

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかに、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれる。

適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などが挙げられる。

3.7 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保することを要望します。

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設（トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など）、職場外で従業員に提供される施設（寮など）のことを指す。

安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路（出口）、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられる。

3.8 従業員の健康管理

すべての従業員に対し、適切な健康管理を行うことを要望します。

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

4 製品の品質・安全性リスク

4.1 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足することを要望します。

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また、製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられる。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められている。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA 等がある。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

4.2 品質マネジメントシステムの構築と運用

品質マネジメントシステムを構築し、また運用することを要望します。

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485 などがある。

5 情報セキュリティリスク

5.1 コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理することを要望します。

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指す。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがある。

従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要である。

5.2 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護することを要望します。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

5.3 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護することを要望します。

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

6 環境・生物多様性リスク

環境・生物多様性リスクへの対応には「必須条件」と「推奨条件」があります。説明の詳細は「グリーン調達ガイドライン（環管通 02-044 号）をご参照ください。
URL: <http://jpn.nec.com/eco/ja/products/green/pdf/041217-wabun-rev3.pdf>

6.1 環境管理システムの構築

（環境管理システムの構築は必須条件です）

6.2 製造工程における環境影響物質の適正管理

（使用禁止物質については必須条件、使用回避物質の全廃努力については推奨事項です）

6.3 製品環境アセスメントの実施

（製品環境アセスメントの実施については推奨事項です）

6.4 気候変動への対策

（気候変動への「緩和」対策・「適応」対策は推奨事項です。気候変動の8つのリスクをご認識くださるようお願いいたします）

6.5 地球環境保全への取り組み

（気候変動以外の地球環境保全への取り組みとして以下の7項目を推奨事項としています）

- フロンの全廃
- 水使用量の削減
- 廃棄物の排出管理
- 化学物質の管理
- 資源消費量の削減
- 包装・梱包材の環境負荷削減
- 環境影響評価（大気・水質・土壌・騒音・振動等）

6.6 グリーン調達の実施

（NEC が要求しているグリーン調達基準と同等の内容のグリーン調達を実施する

ことは推奨事項です)

6.7 環境情報開示

(積極的な環境情報開示は推奨事項です)

6.8 生物多様性保全への取り組み

(生物多様性保全への取り組みは推奨事項です)

6.9 製品に含有する環境影響物質の適正管理

(含有禁止物質・条件付含有禁止物質については必須条件、含有管理物質の含有有無情報提供も必須条件です)

6.10 省資源・省エネルギー設計

(省資源・省エネルギー設計は推奨事項です)

6.11 長期使用可能設計

(長期使用可能設計は推奨事項です)

6.12 再使用部品・再生素材の利用設計

(再使用部品・再生素材の利用設計は推奨事項です)

6.13 リサイクル容易性設計

(リサイクル容易性設計は推奨事項です)

6.14 プラスチックの材料名表示

(プラスチックの材料名表示は推奨事項です)

7 公正取引に関わるリスク

7.1 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わないことを要望します。

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含む。さらに、英国腐敗防止法に定められた贈収賄を行ってはならない。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

7.2 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤに不利益を与える行為を行わないことを要望します。

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。（例えば日本における下請法など）

7.3 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わないことを要望します。

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう

法令（法令には英国腐敗防止法を含む）に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（犯罪組織やテロ組織など）に不適切な利益を供与する行為。

顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を

行なうインサイダー取引。

公務員等ではない者（たとえば私企業同士）であっても、社会通念を超えた接待や贈答などの利益供与や利益授受を行ってはならない。

7.4 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないことを要望します。

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと（カルテル）や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと（入札談合）などをいう。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為である。

7.5 正確な製品・サービス情報の提供（責任あるマーケティング）

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供することを要望します。

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・ 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

7.6 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しないことを要望します。

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいう。

製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。

また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

7.7 適切な輸出業務の管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行うことを要望します。

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である

なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

7.8 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダに対して積極的に情報提供・開示を行うことを要望します。

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）等を指す。

なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例である。

7.9 不正行為の早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整えることを要望します。

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることである。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。

社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。

不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

5. お取引先への要望（2）

特にサプライチェーン上流企業との連携すべき課題に対する要望および方針

近年、サプライチェーン上流企業と協働しなければ対処できない社会・環境問題が起きています。特に重要な課題である、事業継続対応・紛争鉱物問題・欧州 REACH 規則、気候変動対応および人身売買について、NEC グループでは対応方針を定めています。

お取引先の上流企業との協働を推進することによって課題対応にご協力下さるよう要望いたします。

1	事業継続（Business Continuity）対応方針と要望
2	紛争鉱物（Conflict Minerals）対応方針と要望
3	REACH 規則対応方針と要望
4	気候変動対策指針と要望
5	危険作業に対する労働安全衛生配慮方針と要望
6	奴隷および人身売買に対する方針と要望

事業継続（Business Continuity）対応方針と要望

お取引先の事業が停止することは NEC グループの事業にインパクトを与え、さらには消費者の生活ならびに社会の仕組みにまで影響を及ぼしかねないことから、事業継続は CSR の側面を持っています。NEC グループは事業継続計画（BCP）の基本方針を定めています。

- ・ 従業員などの生命・安全の確保
- ・ NEC として求められる社会的責務の遂行
- ・ 事業停止から生じる経営ダメージのミニマム化

お取引先には、NEC グループの事業継続の取り組みを参考にした事業継続

計画の策定を要望いたします。また、万一お取引先が被災された場合には、NECグループにご一報下さるよう要望いたします。

紛争鉱物(Conflict Minerals)対応方針と要望

NECグループは、紛争地域において不当な方法で採掘された鉱物を製品に使用せず、また紛争地域において不当な方法で採掘された鉱物を原材料とする商品を調達しない方針です。

この紛争鉱物の問題は極めて深刻な人権侵害に直接的に関係していることから、お取引先には、このような不当な方法で採掘された紛争鉱物を製品に含まないという方針に賛同いただくとともに、このような鉱物を商品の原材料として含まないための適切な源流管理を要望いたします。

【語句の定義】

不当な方法とは

コンゴ民主共和国およびその近隣国にて、武装勢力への直接的あるいは間接的な資金源となったり利益を与えるような関わりをもつような方法。

REACH 規則対応方針と要望

NECグループは、REACH 規則に適切に対応していく方針です。

そのためには、調達品の含有化学物質情報の把握が必要であり、お取引先にはサプライチェーンを通じた含有化学物質情報の提供を要望いたします。

気候変動対策指針と要望

NECグループは、長期視点での気候変動対策の一環として、サプライチェーンからのCO₂ 排出量ゼロに向けた削減、およびサプライチェーンでの気候変動リスクへの対策徹底を推進していく方針です。

そのためには、お取引先にはCO₂ 排出量情報の提供やBCP リスク対策の策定見直しなど、持続可能な社会を共創していくためのご協力を要望いたします。

危険作業に対する労働安全衛生配慮方針と要望

NEC グループは、工事における危険作業に対して作業員等の安全衛生確保のため適切に対応していく方針です。

そのためには、お取引先による安全衛生意識の展開が必要であり、お取引先にはサプライチェーンを通じて安全衛生意識浸透と安全用具・衛生用具装着ならびに工事監督の徹底を指導するよう要望いたします。

奴隷および人身売買に対する方針と要望

NEC グループは、サプライチェーンにおける奴隷および人身売買を防止すべく適切に対応していく方針です。

そのためには、お取引先による奴隷および人身売買に関する防止体制や評価体制の構築とともに、サプライチェーンを通じた啓発活動の徹底を要望いたします。

6. むすび

NECグループがお客様に提供する製品やサービスの多くは、お取引先からの資材・サービスの調達により成り立っています。私たちは資材調達の基本方針に基づき、お取引先とより一層の連携を図りながら、ともに CSR を推進することによって Win-Win 関係を構築し、相互のビジネスの繁栄に結びつけていきたいと希求しております。

(以上)

日本電気株式会社

108-8001 東京都港区芝 5-7-1

発行責任者： 調達本部長

発行： 2017年12月28日

お問い合わせ先

調達本部 (CSR 調達担当)

03-3798-6017

コーポレートコミュニケーション本部サステイナビリティ推進室

03-3798-9837

本ガイドラインは予告なく改訂することがございます。最新版は NEC ホームページ上で随時公開致します。

Copyright 2017 NEC Corporation